

第3回「こうちビジネスチャレンジ基金事業」募集要項

1 事業の概要

この事業は、株式会社日本トリム様からの寄附金を活用して実施するものです。

次代の高知県経済をリードする新たなビジネスを創造するため、高知県内において行う事業で新規性あるいは付加価値が期待でき、かつ事業として大きな成長が期待できるビジネスプランを募集します。

ご応募いただいたビジネスプランは評価委員会において、**新規性・独創性・成長性・収益性・実行可能性・経営者の熱意等**の観点から審査を行い、優れたビジネスプランに対して最大1,000万円の事業育成支援金やハンズオン支援などを提供し、ビジネスプランの実現を後押しします。

2 ご応募をいただきたいビジネスプラン

- (1) 高知県内に拠点を置いて事業を行うこと
- (2) 新たな市場を創造する事業、新技術開発を事業化するもの、高知県の地域資源を活用した事業、もしくは顧客ニーズの変化等に対応し新たな視点で製品（サービス）を刷新・改良するもの
- (3) 今後の売上拡大及び十分な利益の確保が見込まれるもの、もしくは今後さらなる事業展開（全国展開、海外展開、サービスの多様化等）が期待できるもの
- (4) 具体的な事業計画が作成されており、技術・体制等の観点からビジネスプランの実現が見込まれるもの

3 応募資格

応募にあたっては、次の(1)及び(2)を満たす必要があります。

- (1) 応募者自らが高知県内で原則1年以内に実施する事業であって、次のいずれかの要件に該当すること

- ア 高知県内に本店又は支店等を置く創業10年以内の法人
- イ 高知県内に本店又は支店等を置く法人で、新規事業（業態転換や新分野進出）開始後10年を経過していない法人
- ウ 高知県内で新たに支店等を設置し、新規事業の開始を予定している法人
- エ 未創業又は個人事業者の場合は、1年以内に高知県内で起業（法人化）しようとする方

- (2) 次のすべての要件を満たすこと

- ア 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月10日高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）に該当しない者であること
- イ 本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと

4 支援の内容

「こうちビジネスチャレンジプラン」として認定し、認定を受けたビジネスプランに対して次の支援を行います。

(1) 事業育成支援金の提供

最優秀	1,000万円
優秀	500万円
優良	300万円

(2) ビジネスプランの実現に向けたサポート

- ア 専門家によるハンズオン支援の提供（ビジネスプラン認定後5年間）
- イ 国や県、当センター等の支援策（補助金等）の情報提供
- ウ 会社と事業内容の広報支援

※ 評価委員会の審査の結果、該当がない場合や支援金額が変更される場合もあります。

5 スケジュール

- (1) 応募書類の受付期間 …… 平成27年7月1日(水)～8月19日(水)17時必着
- (2) 書面審査の結果通知 …… 平成27年9月30日予定
- (3) 面接審査用詳細資料の提出期限…平成27年10月19日予定
- (4) 面接審査……平成27年10月28日予定 会場：高知市
※ 面接審査は、書面審査を通過したビジネスプランが対象
- (5) 「こうちビジネスチャレンジプラン」の認定発表……面接審査当日に発表予定
- (6) 認定証の授与式……平成27年10月29日予定の「ものづくり総合技術展」会場
会場：高知ちばさんセンター
- (7) 事業資金計画書兼誓約書の提出等の手続き後に事業育成支援金を提供
- (8) ビジネスプランの実現に向けたサポートを実施（随時）
※ 応募書類の受付期間以外の日程は、確定次第順次公表します。

6 応募の方法等

(1) 応募書類

ア 次のURLからダウンロードしていただくか、9のお問い合わせ先に電話等にて請求してください。

<http://www.joho-kochi.or.jp/challenge/index.php>

イ 添付書類（以下の（ア）～（エ）を全て添付してください。）

- (ア) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (イ) 都道府県税事務所で発行する全税目の納税証明書（税金の滞納がないことを証するもの）
- (ウ) 直近2年間の税務申告書及び添付書類の写し
- (エ) その他参考資料（会社案内、製品(商品)カタログ、会社の事業内容が分かる資料等）

※ (ア)、(イ) は、発行後3ヶ月以内のもので申込現在の状況を表しているもの

ウ 受付期間

応募書類と添付書類を当センターに郵送いただくか、持参してください。

受付期間：平成27年7月1日(水)～平成27年8月19日(水)17時必着

(2) 面接審査に進んだ場合、応募書類以外に定款及びビジネスプランの詳細資料を提出していただきます。

(3) 応募にあたっての注意事項

ア ビジネスプランの応募書類の作成及び面接審査は日本語で行ってください。

イ 提出された書類等は返却しません。

ウ 他のコンペティションの受賞や補助制度の採択を受けていても応募は可能です。

ただし、多額の支援を受けているビジネスプランは選考の対象外となることがあります。

エ 応募にあたっては、この要項のほかFAQをご覧ください。なお、この事業に対するご質問は、随時、電話やFAX、メールでお受けするとともに、その回答をFAQに、順次追加していきます。

オ 面接審査（高知市で実施）に要する交通費等は、当センターの旅費規定に基づき、高知県外からの説明者2名分に限り支給します（国内旅費に限る）。その他の費用は応募者にご負担いただきます。

7 審査方法

書面審査及び面接審査（いずれも非公開）を行います。

(1) 書面審査

ア 評価委員会の書面審査により、面接審査に進むビジネスプランを選定します。

イ 事前に、訪問調査や知的財産権の確認等を行う場合があります。

ウ 審査の結果は全員に、書面で通知します。

(2) 面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

ア 評価委員会で審査し、「こうちビジネスチャレンジプラン」を認定するとともに、事業育成支援金額を決定します。

イ 応募書類以外に必要な書類の提出等を求めることがあります。

ウ 審査の結果は全員に、書面で通知します。

(3) 審査のポイント

次のポイントにより総合的に判断し、評価を行います。

ア 新規性、独創性

(ア) 独自に開発した新しい技術やサービス、商品により、新たなニーズや市場を掘り起こせる可能性があるか

(イ) 独創的なサービスや商品で他との差別化が図られ、競争力を発揮できるか

イ 成長性、収益性

(ア) サービスや商品の特性（技術）及び市場の状況から売上高の拡大が期待でき、十分な利益が確保できる見込みがあるか

(イ) 地域内や全国、海外等での成長が期待できるか

ウ 実行可能性

(ア) 顧客、市場、競争の状況を把握し、実現可能性の高い計画が立てられているか

(イ) 事業計画を実行するための体制が整備されているか（見込まれているか）

エ 経営者評価（経営者の熱意、知識、能力、適性、経験など）

(ア) ビジョンが明確で情熱があり、企業経営に関する知識、能力、経験を持ち、組織を率いていくことができる人物か

(イ) 事業を発展させるための将来の組織・体制を考えているか

(4) 評価委員会

外部の専門家 6 名～8 名で構成します。

8 その他、重要な注意事項

(1) 「こうちビジネスチャレンジプラン」の認定について

ア 認定は、資金調達や事業提携を保証するものではありません。

イ 応募書類の記載内容に虚偽や権利等の侵害があると判明した場合は、認定を取り消すことがあります。

(2) 事業育成支援金について

ア 事業育成支援金の提供

(ア) 「こうちビジネスチャレンジプラン」の認定後、事業資金計画書兼誓約書を提出していただき、当センターがビジネスプランの事業のために必要な資金であると認められた後に、事業育成支援金を提供します。

(イ) 事業育成支援金の提供にあたっては高知県内で原則 1 年以内に事業を実施する必要があります。未創業又は個人事業者の場合は、原則 1 年以内に高知県内で起業（法人化）する必要があります。

イ 事業育成支援金の返還

(ア) 提供を受けた事業育成支援金を事業以外の目的のために使用したと判明した場合や、反社会的勢力との関係が明らかになった場合、又は認定を取り消された場合は、事業育成支援金の全部を返還していただきます。

(イ) 認定を受けた事業の廃止又は法人の解散等を行った場合において、提供を受けた事業育成支援金に残額を生じたとき、又は事業育成支援金により購入等を行った資産に残存価格があるときは、原則、事業育成支援金の一部を返還していただきます。

ウ その他

(ア) 事業育成支援金に関する税法上の取扱いについては、税理士等の専門家にご相談ください。

(3) その他

ア ご応募いただいたビジネスプランは、第三者に公表することはありません。ただし、広報等を目的として「こうちビジネスチャレンジプラン」として認定されたプランの内容（事業者名、事業の名称、事業の概要等）を公表させていただきます。（公表に際しては、事前に認定事業者に広報する内容の確認を行います。）

イ 事業育成支援金の提供を受けた方は、5年間、事業の進捗状況を報告するとともに、広報や調査に協力していただくことがあります。

9 お問い合わせ先

〒781-5101 高知県高知市布師田 3992-2

公益財団法人 高知県産業振興センター 産業連携推進部 振興課

電話：088-845-6600

FAX：088-846-2556

E-メール：kigyousinkou@joho-kochi.or.jp